

第二百二十号議案

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年九月二十四日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例（昭和四十七年東京都条例第百十七号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「通知書」の下に「の交付等」を加え、同条第二項中「医療券」の下に「又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）（医療機関等が、医療券と同一の内容を含む情報の提供を受けられる場合に限り）」を加える。

附 則

この条例は、令和八年十月一日から施行する。

（提案理由）

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費助成について、医療券の提示に係る規定を改める必要がある。